

## 6 サービス内容

### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容	
看護小規模多機能型居宅介護計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。</li> <li>2. 利用者に応じて作成した看護小規模多機能型居宅介護計画について、利用者及びその家族に対してその内容を説明し同意を得ます。</li> <li>3. 計画を作成した際には当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付します。</li> <li>4. 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらには作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行います。</li> </ol>	
相談・援助等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に応じ支援を行います。</li> </ol>	
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	<p>介護サービス</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。</li> <li>2. 排せつの介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。</li> <li>3. 見守り等 利用者の安否確認等を行います。</li> </ol>
	<p>健康のチェック</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。</li> <li>2. 主治医との密接な連携により、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。</li> </ol>
	<p>機能訓練</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日常生活動作を通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。</li> <li>2. レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操等を通じた訓練を行います。</li> </ol>
	<p>入浴サービス</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。</li> </ol>
	<p>食事サービス</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食事の提供及び食事の介助を行います。</li> <li>2. 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。</li> <li>3. 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。</li> </ol>
	<p>送迎サービス</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業所が保有する自動車等により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。</li> </ol>
訪問サービスに関する内容	<p>身体介護</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 排せつ介護 排せつの介助、おむつの交換を行います。</li> <li>2. 食事介助 食事の介助を行います。</li> <li>3. 清拭等 入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。</li> <li>4. 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。</li> </ol>
	<p>生活介助</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。</li> <li>2. 掃除</li> </ol>